

初期契約解除に伴う端末返品等の特約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下、コム社といいます）が提供する OCN モバイル ONE（音声対応 SIM）とエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下、当社といいます）が提供する端末携帯（以下「端末」といいます）をセットで購入されたお客様が、初期契約解除制度（電気通信事業法）に基づき、コム社が提供する OCN モバイル ONE（音声対応 SIM）の契約を解除した場合、付随して契約した端末売買契約は、下記の条項に定める方法にて対応することを同意していただきます。なお、端末売買契約に関し、本特約に定めのない事項は、[当社が販売 Web ページ等で提示する条件](#)が適用されるものとします。

1. 端末売買契約の解除

(1) OCN モバイル ONE の契約解除を当社が確認した時点で、当社より、お客様が当該商品お申込み時に登録されたメールアドレス宛に確認メールを送信いたします。本メール通知を送信後、「端末も解除」することを記載の上、5 日以内にご返信ください。お客様のメールが当社に到達した時点で、端末売買契約の解除（同時に申し込まれたオプションサービス（ゲーの端末補償、およびゲーの安心サポート）を含みます。）が成立したものとみなします。

(2) お客様が、本特約により端末売買契約を解除された場合は、当社が引き渡した端末単体（全ての付属品を含む）を当社が指定する期日（以下、「返品期日」といいます。）までに、当社が指定する方法・場所へ返品するものとします。返品にかかる費用は、お客様が負担するものとします。

(3) 当社は、返品期日までに、お客様による対象端末単体の返品が確認できない場合は、下記 3 項に定める端末機器損失金を請求することができるものとします。

(4) 当社は、返品された端末単体に対象外の物品（お客様の私物含む）が同梱されていた場合、お客様がその所有権を放棄したものとみなし、当社にて当該物品を廃棄できるものとします。

2. 端末単体の買取

(1) 1 項による端末売買契約の解除をせず、端末単体での買取を希望される場合には、前項同様の手段で当社より送信する確認メールへ、「端末単体で買取」することを記載の上、5 日以内にご返信ください。お客様による返信メールが当社に到達した時点で、商品ウェブページに記載の端末単体通常価格にて売買取成したものとします。当社は、クレジットカード決済額を変更することにより、売買取金を請求いたします。

(2) 当社は、お客様からメール返信による意思表示が確認できない場合には、コム社が提供する OCN モバイル ONE（音声対応 SIM）とセットで販売した端末の売買契約を解除することとみなし、解除手続きを行います。（同時に申し込まれたオプションサービス（ゲーの端末補償、およびゲーのあんしんサポート）も含みます）。

(3) また、当社が指定する返品期日までにお客様による対象端末単体の返品が確認できない場合は、3 項に定める端末機器損失金を請求できるものとします。

3. 端末機器損失金

当社は、返品期日を経過しても対象端末単体の返品が確認できない場合、または返品いただいた対象端末単体に破損やその他不具合が確認された場合は、お客様に対し、当社が指定する方法により、ウェブページや別途当社が通知する端末単体の通常価格の売買代金と同額を端末機器損失金として請求できるものとします。

4. 延滞利息

お客様は、売買代金・機器損失金について支払い期日を経過してもなお、支払いいただけない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社の指定の方法で支払っていただきます。

以上

制定日：平成 30 年 10 月 1 日